

令和7年11月2日以降の新発行から 「抽選参加グループカード」が新しくなります！

皆さまの、より公平な施設利用のため、当館（大体育室全面）の抽選参加グループカード（以下、グループカード）を発行するための要件を、令和7年11月2日から変更します。

《主な変更点》

- その1 代表者と構成員は、他のグループの代表者または構成員になることができません。
- その2 グループの構成員全員のふれあいネット個人登録が必要になります。

グループカードの発行要件は？

○次の要件を満たすグループであることが必要です。

- ・ 5名以上のグループであること
- ・ グループの構成員全員がふれあいネットの個人登録をしていること
- ・ 代表者のふれあいネット個人カードが「市内」区分であること
- ・ グループの半数以上が「市内」区分のふれあいネットカードを持っていること
- ・ グループの代表者と構成員は、他のグループの代表者や構成員ではないこと

抽選会の参加者・参加方法は？

○グループの代表者または構成員が参加できます。

代表者の持ち物：グループカード（原本）、ふれあいネットカード（原本）、本人確認書類（原本）

構成員の持ち物：グループカード（原本）、ふれあいネットカード（原本）、本人確認書類（原本）
代表者のふれあいネットカード（写し）

※新制度のグループカードを持っている構成員が抽選会に参加する際、委任状の提出は不要です。

※抽選参加者のふれあいネットカードの有効期限が切れている場合は抽選に参加できません。

グループカードの有効期限は？

○グループカードの有効期限は、新規発行日から3年です。

○グループカードは有効期限を迎えたら廃止となるため、新しいグループカードを発行する手続きをしてください。

グループカードの登録情報変更・紛失があった場合は？

○構成員の追加登録がある場合を除いて、登録情報の変更やグループカードの紛失があった場合は、旧グループカードの廃止、新グループカードを発行する手続きをしてください。

※グループカードの再発行は行っておりません。

その他

○グループカードの手続きは抽選会当日にはできませんのでご了承ください。

○御不明な点については、受付までお問い合わせ下さい。